

#### 4.スクリーニング (カテゴリ分類) ノンプロジェクト借款 に関する補足資料

国際環境 NGO FoE Japan

清水規子

政策借款は、過去、時として深刻な環境社会影響をもたらしてきており、個別プロジェクトによる住民移転等の影響とは性質を異にするが、当該国の政策を通じてその環境や社会に大きな影響をもたらすものである。JBICの実施状況確認においては、ノンプロジェクト借款全10件中5件が対象国の貧困削減と成長の達成を目指す国家戦略を支援する政策制度支援型借款とされており、全てカテゴリC案件に分類されているため、スクリーニング以降の環境レビューが省略されているが、適宜環境レビューを実施するべきである。

##### 1. JBICによる政策借款

- 政策借款の中には、例えば最貧困層に特に影響が大きい社会保障システムの変革、先住民族の問題にもしばしば関連するであろう土地や森林制度の改革等、影響が直接的には見えにくくても、当該国住民に大きく影響を与える要素も含まれることもある。これらの事項につき、全くその社会的影響について審査しないのは問題であり、影響がでそうなものについては、適宜環境審査が必要であると考え。
- また、JBICが実施している政策借款の中には、例えば、以下の表のようにJBICが重視するインフラ関連のものもある。これらの政策は、プロジェクトレベルにおける影響とは性質を異にするが、将来的に当該国のインフラ関連事業にその政策が適用され、影響を受ける環境・住民に大きく影響を及ぼすことには変わりはない。従って、その政策の趣旨が、JBICのガイドラインの第2部・JICAのガイドラインの別紙1に沿うものであるか否かについては審査が必要であると考え。

事業名	インフラと関連する政策借款の内容の一部
インドネシア / インフラ改革セクター開発プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ促進のためのファンドの設置</li> <li>用地取得に係る実施細則策定</li> </ul>
タンザニア / 第5次貧困削減支援借款	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ開発政策の改善について支援</li> </ul>

- 戦略的環境アセスメント(SEA)については、現在のJICAのガイドラインにも規定があり、「JICAは、マスタープラン等においては、SEAの考え方を導入し...」となっている<sup>1</sup>。一方、例えば、JBICが実施してきた以下の政策借款では、SEAの概念を導入した方が良いと考えられる事項も含まれている。今後、相手国政府との協議を通じて、適宜、政策借款にSEAの概念について含めることも重要

<sup>1</sup> 国際協力機構(2004年4月)「JICA環境社会配慮ガイドライン」P3

である。

事業名	SEA の概念を導入できる可能性のあると思われる政策借款の内容
ベトナム / 第 3～6 次貧困削減支援借款	・ インフラストラクチャー、土地・森林、水、環境、計画策定プロセス、
カンボジア / 貧困削減・成長オペレーション	・ 土地 天然資源管理、の各分野における政策 制度改善

- ・ 政策借款に関する情報公開については、現在 JBIC は政策借款に関する文書について、事業事前評価表を公表しているが、それ以上の政策借款の関連資料については公開していない。

## 2. 世界銀行とADB の政策借款における審査

- ・ 世界銀行では、開発政策借款に関する政策である OP8.60 において、当該政策が与える環境社会影響に関する配慮についての記述がある。具体的に、開発政策に関する当該国における重要なステークホルダーとの協議<sup>2</sup>、支援対象の政策が重要な貧困、社会的影響、環境、森林、その他天然資源を引き起こすか否かを確認し、負の影響の緩和及び正の影響の増大に関する借入人のシステムとその影響を示し、これらにギャップがある場合にはそれを埋める対策をたてること<sup>3</sup>、が規定されている。
- ・ アジア開発銀行 (ADB) では、環境政策である業務マニュアル F1 において、プログラムローンの環境アセスメントに関する規定がある<sup>4</sup>。同政策では、プログラムローンに関連する政策の環境影響について評価し、緩和策を特定し融資契約に盛り込むこと、政策によって起こり得る環境影響及び緩和策に関するマトリックスの作成<sup>5</sup>、政策、計画、プログラムの環境影響の体系的な評価を促進する SEA を適宜プログラムローンに適用すること、が掲げられている。

## 3. 世界銀行とADB の政策借款における情報公開

- ・ 政策借款に関する文書の情報公開については、世界銀行では、以下の 3 つの文書を公開している。
  - Program Document :支援する政策の内容、その影響等に関する事項が含まれている。
  - Letter of Development Policy :支援対象になっている政策、目的、対策が記載されている。借入国が用意するもの。理事会決定後に公表される。
  - Tranche Release Documents 融資の実施が複数回に及ぶ場合に作成される、支援対象のプログラムをプログラムの状況を示したレポート。事務局が融資の実施を承認し理事会に報告した後、もしくは、その後の借款の条件の放棄を理事会が承認した後に公開さ

<sup>2</sup> パラグラフ 6

<sup>3</sup> パラグラフ 10-11

<sup>4</sup> パラグラフ 14

<sup>5</sup> 環境アセスメント報告書等の文書の作成は要求されていない。

れる。

- ・ アジア開発銀行では、政策借款についても理事会提案文書が公開されていることから、融資契約書も含め、非常に詳細な政策の内容が公開されている。

#### 4. 結論

- ・ 政策借款は、プロジェクトへの支援と比較してその案件数が少ないこと<sup>6</sup>、また、多くが世界銀行等との協調融資であるため、改めて新 JICA のガイドラインにおいてその審査方法について規定をする必要はないと考えるが、一概に全てカテゴリC とするのは適切ではない。
- ・ 政策借款は、その影響の性質や審査の方法も、通常の案件とは性質が異なる事から、通常のカテゴリA、B、C、FI とは別に、カテゴリP を設け、カテゴリP の場合には、必要に応じて、世界銀行やアジア開発銀行等の政策を参照し環境社会面についての審査も実施することが望ましいと考える。
- ・ 情報公開についても、日本の援助機関としての説明責任を果たす意味でも、政策借款関連の主要文書を公開するべきである。

---

<sup>6</sup> 国際協力銀行（2008年1月）「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外済協力業務)」によると、2003年10月以降に要請があり、かつ2007年3月までに融資契約を締結した案件は10件。